

第二十號

報部

昭和三十一年一月一日

昭和三十一年一月一日發行
（第九一四十一日、廿一日發行）



○新年的辭
（臺灣總督）

○本島に於ける
神社造營の趨勢に就て

○非常時局と
島民納稅精神の發揚

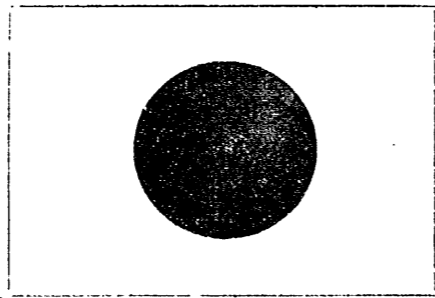
○地方情報
（財務局稅務課）

○美談集錄
（臨時情報部）

附錄 事變日誌
（臨時情報部）

臺灣總督府

臨時情報部



舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

行躬踐實

府督總灣臺
部本員動總精神民國

◀め 固 の 後 銃 致 一 力 協▶



↑臺北市に於ける青年總動員訓練の實況
(總督府前廣場にて)



↑臺北市青年訓練演習

←臺北市青年總動員訓練に於ける救急作業の實況



→高岡上等兵出征後その家族の爲青年團員の畑草耕作地に於ける努力率仕
(高雄州屏東郡千歲村)



新 年 の 辭

臺灣總督 小林 躋 造

茲に昭和十三年の新春を迎ふるに當り閩島官民と共に齋戒沐浴先づ東天を拜し恭しく 聖壽の萬歳を祈念致したいと存じます。

謹みて按じまするに皇國建國以來正に二千五百九十八年皇基愈々堅く國運益々昌んに日月と其光を齎らすこと洵に感激の至りであります。殊に昨夏隣邦支那の暴戾なる毎日行爲と其容共精神に對し東洋平和の爲に反省を求むるの聖戰を起させ給ひてより皇軍の向ふ所連戦連勝戦果とみに擧がり約半歳にして既に支那大陸の大半を平定し敵の首都南京を攻略し今や一陽來復の期に臨みて支那各地に東亞永遠の平和確立の曙光を見るに至りたる事は我國肇國の大精神に鑑み眞に慶賀に堪へない處であります。

本島改隸以來文物制度日を追うて整ひ民度大に進み之を對岸支那民衆の生活に比して雲泥の差を見るに至りましたのは一に歷朝一視同仁の 聖旨を體して統治の任に當りたる當局の努力

と之に呼應して協力を容れざりし島民奮勵の結果であります。が島民は此の鴻大無邊なる皇恩に感泣し今次聖戰の起りますや、島一致眞に皇國民たるの實を擧げんとして、銃後の護りに精進して居ります。状況は恐らく空前の盛觀と云ふべきであらうと存じます。然るに頑冥なる支那國民政府は戦へば必ず敗るゝに拘はらず、今尚ほ長期抵抗を豪語して居ります。而も我國は萬難を排して聖戰の目的を達成せねばなりません。即ち我等銃後の民は新春を迎ふると共に益々堅忍不拔の志を培ひ正義を四海に布くの皇國精神を體得し一心不亂鴻圖を翼賛し奉る覺悟を新にしなければならぬと存するのであります。斯の如くにして作興し得たる國民精神は頗て躍進臺灣の原動力ともなるのであります。蓋し島内には尚ほ開發を待つ幾多の仕事があり島外に對しても本島は特種の使命を持つて居るのであります。之が達成には先以て日本人たるの自覺を持ち滅私奉公、君國の爲に盡すの信念を肝要とするからであります。殊に、今次聖戰の目的成就するの時本島は内外への進展に好き機會を恵まれると思はれるのであります。島民は能く此の情勢を觀取して愈々精神の修養に努め又各自の業務に精勵し以て皇國の進展に貢獻するの決意がなければなりません。

茲に戰時體制下に於ける新年を迎ふるに當り全島官民と共に重ねて 聖壽無窮を祈り奉り、奮刺たる意氣を以て邦家の興隆に寄與せん事を誓ひ、又酷暑の候異域に在つて君國の爲に盡さるゝ皇軍將兵の武運長久を祈つて止まない次第であります。

本島に於ける神社 造營の趨勢に就て

文教局社會課



官幣大社 臺灣神社

敬神崇祖と忠君愛國とは我が國民道德の二大特色にして、その根柢は相通じ其の歸趨亦相接す。此の二者相合し始めて善く我が國體の精華を發揚し、又善く我が國家の宗祀を形成す。國家の宗祀即ち神社であつて此の神社崇敬の精神は我が國體の成立する基礎であり、此の精神が完全に發揚されたとき、そこに全き神國日本の實が具はつたものと謂ひ得る。此の意味から臺灣の過去を顧みるときは神社の數からも、神社に對する島民の態度からもまことに不充分なるものであつたと謂ふことが出来る。殊に本島人中神社を指して「内地人の廟」と呼ぶ者の相當多かりし如きは、神社が内地人本位の御存在であつたと云ふ實狀をよく表は

したもので本島が皇土たるの資質に於て大に缺ぐるところありしを示すものである。

然るに昭和六年の滿洲事變を一轉機としたる國民思想轉換の波は、本島にも押し寄せ島民の思想も亦一大轉回を生じ大に國民的に目覺めて來た。幸ひ當局の指導よろしきを得たこと、相俟つて、その自覺は急速に進められ島民の自發的皇民化運動と云ふ趨勢を馴致し、陋習を打破して皇民的生活に入らんとする努力は頗る熾烈なものとなり、之に伴つて神社造營の機運も著しく高揚し來り之と同時に從來の神社の改築、整備といふことも各地で行はれるやうになり神社の新營についても年と共にその規模を大にせんとする傾向がある。

以下過去に於ける神社造營の跡を一瞥して最近の趨勢を略叙することにする。

近年本島に於ては、島民皇民化の進展に伴ひ、神社造營の機運澎湃として興り各地に相踵いで之が新營を見つゝあるが、之を明治、大正、現代の三期に分け考へるに

- (一) 明治時代(明治二十八年—四十五年) 八社
- (二) 大正時代(十四年—三十四年) 一三社
- (三) 現代(十一年—三十二年) 二二社

右の如く現在四十三社の創立を見てゐるのである。第一期の明治年間に於ては同三十四年に臺灣神社の創立されたのを始めとし、全島に八社創立され、大正に入つては臺南神社以下十二社が創立された。中でも花蓮港廳下の吉野、林田、豊田の三移民村にそれ、吉野神社(明治四十五年、六月八日)、林田神社

(大正四年、六月五日)、豊田神社(大正四年、六月六日)の三神社が創立されたことは内地移民が本島に定住するに當りこの上もなき力となつたことと思ふ。

更に又此の第二期の大正年間に於て各州廳所在地に神社の造營を完成したのである。臺灣神社(明治三十四年、十月二十七日)、新竹神社(大正七年、十月二十五日)、臺中神社(大正元年、十月二十七日)、臺南神社(大正十二年、十月二十八日)、高雄神社(明治四十五年、二月五日)、花蓮港神社(大正五年、九月二十日)、臺東神社(明治四十四年、十月二十七日)、第三期の現代に至つてからは此の造營が各地に行はれるやうになつた。今之を年次別に示せば次の通りである。

昭和八年迄	二社	昭和十一年	七社
同 九年	二社	同 十二年	七社
同 十年	四社	計	二二社

即ち昭和七年迄は全然之が創立は行はれなかつたが滿洲事變を契機としたる島民の皇民化の一大進捗に伴ひ昭和八年より徐々に創立され、昭和十年よりは急激に新營されるに至り本年度に於ては既に創立されしもの七社、現在造營中のもの六社を算へるに至つてゐる。

右の如く第三期の現代に於ては既に二十二社の多きに達してゐるのである。之を大正の十三社に比する時は約二倍弱に當る。更に今後急速に造營が行はれることと思ふ。現に來るべき紀元二千六百年(昭和十五年)を期して創立されんとしてゐるものは、次の如く五十五社を算へる。

- (一) 臺北州 五社
- (二) 新竹州 一二社
- (三) 臺中州 一四社
- (四) 臺南州 一九社



湖 州 神 社

之等が完成したときには現在の四十三社と合し九十八社になるわけである。この九十八社の各州廳別を示せば次の通りになる。

(一)	臺北州	一三社	(六)	臺東廳	一社
(二)	新竹州	一四社	(七)	花蓮港廳	五社
(三)	臺中州	二〇社	(八)	澎湖廳	一社
(四)	臺南州	三〇社			
(五)	高雄州	一四社	計		九八社

然し乍ら一庄一社の見地に立つて之を観る時は、之が實現迄には未だ道遠しの感ないではないが、この神社造營に當つて地方民が相當な熱意を以て此の事業の進展に努力してゐることは慶ばしき限りである。

○ 維持の方法は從來概ね社入を以て維持せられて來たのであつたが、最近造營された神社に於ては地方自治體の供進金を以て主とするやうになつて來た。これは神社が國家の維持上必要とする最小限度の經常費はこれにより、氏子の奉

宗祀たる性質上寧ろ當然のことであつて維持上必要とする最小限度の經常費はこれにより、氏子の奉

賽による社入の如きは神社としては第二義的な活動として本島に於ては特に必要なる教化方面への資

に充て、以て益々神威の御發揚に努むるといふのを本則とすべきであらう。基本財産の造成は各神社に於ても相當努力を拂ひ來つたところであるが未だ満足なる結果は得られてゐないやうである。之は今後に於ても一層の努力を爲し神社經濟の基本を確立すること、しなればならぬところである。

○ 次に社殿の様式につき述べやう。

旗 山 神 社



つゝあるのである。之は本島神社造營上の特色ある傾向といへやう。

本島に於ける社殿の建築様式は從來神明造が多かつたが、此の様式は現行神社祭式の奉仕上種々不便の點があり現在内地に於てはあまり多く用ひられない様式に屬する。殊に本島の如き降雨多き地方に於て雨儀殿を有せざる神明造の社殿では奉仕上一層の困難を伴ふこととなる。加ふるに内地と異り參列員を以て公の祭祀の構成要素とする關係上、當然社殿に關し參列員に對する考慮を爲さねばならぬのである。これらの事情から最近では次第に流れ造に變り

○ 祭神についても初めは臺灣神社に奉祀する祭神即ち大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王の四柱に限られてゐたと云つても過言ではなく、何等地方的特色を表はすことがなかつたのである。然し最近に至り地方の事情即ち例へば農村、都市、港灣地、漁村、山村等々の地方色に應じてそれ／＼特色ある祭神を奉齋せんとする傾向にある。

○ 造營費は大平氏子の寄附によるものであつて最近之が造營の規模次第に大となる傾向にあり従つて造營費も大となり氏子の負擔も大となつてゐる。即ち昭和に入つてから創立され又創立されつゝあるものを考へてみるに、昭和九年度迄に創立されしものは平均一社二三、五〇〇圓、昭和十年度三五、四〇〇圓、昭和十一年度三一、二〇〇圓、昭和十二年度六三、八〇〇圓で、殊に昭和十二年度に於ては前年度の三一、二〇〇圓に比し十割の増加を示してゐる。之は最近の全般的物價騰貴の影響少からざるものあることも否めないが、大體に於て神社の規模そのものが大となつてゐることを示すものである。最近計畫せられてゐるものは、郡の總社で十萬圓内外、街庄を氏子區域とする神社で二萬圓乃至五萬圓程度のもが多く、既設の縣社にして現に改築計畫中の嘉義、開山、新竹、臺中の諸社では二十萬圓乃至三十五萬圓程度と聞及んでゐる。今後國民的信仰の普及と寺廟信仰に對する反省が加はるに従つて、神社造營はいよ／＼容易となることであらう。又さうならなければならぬことである。

○ 最後に臺灣神社の御造營につき一言し度い。臺灣神社は明治三十四年御鎮座以來既に三十八年を経過し社殿の大部分は白蟻の蝕害を受け改築の必要に迫られ居るのみならず島民の敬神思想は年と共に向上して參拜者逐年増加を來し祭典時に當つては參拜者雜鬧して甚しく境内の狹隘を感ずるに至つた。然る所偶々來る紀元二千六百年（昭和十五年）の記念事業として之が造替をなすこととなり、既に本年度より總工費二百萬圓、四箇年繼續事業として施行することとなつたのである。

臺灣の開発今日の隆盛を見、皇國の國威地表にあまねきを致せる今日、皇威南進の最大據點たる臺灣が、その總鎮守の大神として臺灣神社の御稜威を欽仰し、更に一層神威の御發揚を請ひ奉る可く眞にその名にふさはしき大宮居を造營せんとすることは洵にその時と、處とを得たるものと信じて疑はないのである。之が完成の曉は各地に於ける神社造營の完成と相俟ち、臺灣を據點とする皇威宣布、地上完成に一大躍進を見ることゝ信ずる。

○ び す び

本島統治の大本は一視同仁の聖旨の實現にあり、之が爲には島民の思想を善導して所謂皇民化を完成しなければならぬ。而して民を導くの本は教化にあり、教化の終局は内臺一如の境地を實現するにある。故に其の基調として國體成立の基幹たる我が民族固有の敬神思想涵養の中心確立こそは本島統治の完成上絶對に肝要なことである。かゝる見地からしても神社が少なくも各街庄に造營せられ遺憾なき奉仕を見るに至ることは、洵に望ましいことゝ云はねばならぬ。幸ひ以上簡單に述べたやうに、近年本島に於ては教育の進歩、敬神思想の普及に伴ひ神社造營の機運著しく興起し來り、相踵いで各地に神社の造營を見つゝあるのである。地方官民は宜しく一致協力して、此の善風を作興し一庄一社の實現に努力せられんことを切に望む次第である。

○非常時局と島民納税精神の發揚

一〇

財務局 稅務課

本島財政上に於ける年來の懸案であつた、國及地方を通ずる租稅制度の全面的整理も一段落を告げ、家屋稅を除き一齊に昭和十二年四月一日から之が實施を見るに至つたのであるが、彼の昭和十年度に於ける地租規則の改正と並んで、本島稅制上に於ける劃期的大事業であり、財政の確立と租稅體系の整備並國民負擔の公正化に重要且つ至大な役割を演じたのであつた。

從來の臺灣に於ける租稅制度は、國稅に在りては、所得稅(第一種、第二種、第三種)、地租、鑛區稅、印紙稅、登錄稅、臺灣銀行券發行稅、砂糖消費稅、織物消費稅、酒精稅、骨牌稅、關稅、噸稅、酒類出港稅及臨時利得稅の十四種類、地方稅に在りては、州稅及廳稅(本年九月以前は廳地方費稅)として地租附加稅、所得稅附加稅(第一種所得稅に對するもの)、戶稅、營業稅、雜種稅の五種類、市街庄稅として地租割、所得稅割、戶稅割、營業稅割、雜種稅割の五種類より成つて居たのであるが、茲に新たに國稅には、法人資本稅、外貨債特別稅、營業稅、資本金子稅、家屋稅(昭和十四年度實施)、相續稅、揮發油稅の七種類、地方稅には、州稅及廳稅として營業稅附加稅、鑛業稅附加稅、第三種所得稅に對する所得稅附加稅及特別營業稅、市街庄稅として、營業稅割、鑛業稅割及特別營業稅割を増加し、同

時に國稅は所得稅、鑛業稅、登錄稅、砂糖消費稅、酒類出港稅、臨時利得稅、關稅の七種類、地方稅は殆んど全部に亘り改正すると共に、國稅に於ては酒精稅を廢止し(酒精稅の廢止は法令としては未だ進行せざるも内地專賣局に納入するものは政府讓渡として免稅となる)、地方稅に於ては營業稅を廢止して之を國稅に移管するに至つたのである。

借、前述の如く國稅、地方稅を通じて創設改廢せられたる結果、國稅に於ては初年度約四百萬圓、平年度約六百萬圓、地方稅に於ては州稅及廳稅並市街庄稅を合せて初年度約五百萬圓、平年度約八百萬圓の増稅(然し地方稅は一時に増稅せず右の金額の範圍内に於て尙相當の餘裕を残して居る)となり、茲に本島施政上に於ける國及地方團體の財政的基礎を愈々鞏固ならしめたのである。

抑々稅制整理の目的の一つが、負擔の公正を期するといふことにあつたのは勿論であるけれども、此の増稅は一方に於て島民の負擔をそれだけ増加したといふことは否めない事實である。加之、偶々支那事變が勃發し、更に北支事件特別稅法の施行を加へた爲、折角の稅制整理も其の徵稅上の成績には不尠懸念を懷いて居たのであるが、結果は之に反し納期限の到來せるものは勿論、未だ納期限の到來せざるに早くも完納を報ずる市街庄を見るが如き、嘗つて無き好成績を示したのであつた。殊に従來澎湖廳の如き稅種に依りては完納したる事例はあるも、今回の如く同廳及臺東廳は何れも國稅の全稅種に涉つて完納したといふこと、又市は領臺以來殆んど完納したことが無かつたのに臺中州及高雄州に於て完納市が出現したこと、それから郡の完納が非常に増加したこと等は實に領臺以來の偉觀であつて、文字通りの百パーセント完納も、納稅者の自覺に依つては敢て理想ばかりではないと信ずる

地方情報

一四

○臺北州に於ける國民精神總動員

臺北州臨時情報部

一 青年總動員實施成績

昭和十二年十二月十日迄に訓練實施済の青年數は約十七萬人に上りたるが、病氣其他止むを得ざる事情ある者の外は全員應召し農村に於ては約九八%都市に於て約八五%を示せり訓練實施を開始するや青年達は何れも之に参加するを名譽とし進んで一切の服裝を整へて勇躍参加し頗る緊張裡に猛訓練を受けたり。指導者又克く愛國心を發揚し、熱誠眞摯身を以て青年を導き爲に青年の志氣頗る旺盛其の精神並に態度等全く一變せるの感あり。地方民衆も亦此の劃期的事業に感謝し居るの實情なり。

二 時局教育の實施

一、學校生徒兒童に對する時局教育
州下十餘萬學校生徒兒童に對する時局教育の徹底は牽いては其の父兄家庭に對する間接的時局教育上影響至大なるを以て特に此の點に注意し左の事項を實施せり

(1) 學校生徒兒童の國民防衛訓練

(2) 學校生徒兒童の軍事奉仕

二、國語講習所生徒に對する時局教育

州下五萬三千餘人の國語講習所生徒に對し時局認識の徹底、流言蜚語の取締、愛國精神の高潮等に關する特別教育を實施せり

三、部落振興團體に對する時局教育

州下約六百の部落振興會(戸主及主婦約三十萬人)は州の指導により時局教育徹底のため月二回以上集會を開きて特に時局認識の正確、流言蜚語の根絶、皇民化運動に向ひ努力しつゝあり

○皇民化運動と慰問の狀況

新竹州臨時情報部

一 皇民化運動の普及徹底に關し

國民精神總動員新竹市支部の活動

州下本島民の皇民化運動に就ては國民精神總動員新竹州本部を中心として之が萬全を期しつゝある所にして其の效果顯著なるものあり今回更に新竹市支部に於ては今次事變勃發以來澎湃として國民的

一五

自覺勃興しつゝあるに鑑み新竹警察署保甲協會並新竹市生活改善會の協力を仰ぎ左の要項に依り一層之が普及徹底を期することとせり

一六

實施要項

- (一) 大麻奉齋と正應改善
イ、大麻の全戸奉齋を行ふこと
ロ、正應改善を斷行すること
- (二) 舊曆正月を撤廢し新曆正月を勵行のこと
イ、門松を立てること
ロ、注連繩を張ること
ハ、鏡餅を神前に供へること
ニ、新年には神社に初詣を行ふこと
- (三) 門聯を廢止すること
- (四) 服裝改善を勵行すること
イ、公式集會の場合は一切臺灣服を廢止すること
ロ、努めて和服又は洋服を着用すること
ハ、臺灣服の紐はボタン又はホックに改め速に之が改造を行ふこと
ニ、女子の上海流の長衣、男子のラッパズボンの如きは之を廢止すること

(五) 國語普及常用

- イ、國語不解者は國語講習所又は國語講習會に入所し國語を覺えること
 - ロ、國語解者にして臺灣語を使用したるときは人と時と所とを問はず注意を促すこと
 - ハ、各家庭の國語化を圖ること
 - (六) 出生兒の名は凡て内地流に命名すること
今迄のものは内地流の呼び方をすること
 - (七) 神前結婚を勵行すること
- 二 知事の州下出征將士遺家族慰問
赤堀新竹州知事は今回國民精神を表徴せる出征記念の意匠を考案して縮緬の風呂敷を作製去る十一月十五日より州下出征軍人並軍夫の家庭を戸毎に訪問して之を贈呈し慰問の微意を表する處ありたり。
- 三 愛國婦人會新竹支部の活躍
- 一、愛國婦人會新竹支部長赤堀梅子夫人は曩に 皇后陛下より出征應召軍人に賜りたる御歌を短冊に謹書せられ之を捧持し州下全出征將士の遺家族を慰問の上贈呈せられたり此の厚き慰問に遺家族は痛く感泣し居れり
 - 二、十二月九日皇軍慰問の爲め州教育課職員有志並に州下小公學校長國民學校長市郡視學より金二百三十四圓を慰問袋に作製の上贈呈方愛國婦人會新竹支部に依頼ありたるに付支部役員は直に作製發送せり

一七

三、愛國婦人會新竹國語講習會員は常に州支部主催の事業に参加し今回皇軍慰問袋八十九箇を調製し之が贈呈方申越たるに付支部は直に發送せり

四 眞綿「チヨツキ」特別慰問袋贈呈

時下向寒の砌り支那各地並滿洲方面に出征中の當州下出身の將兵に對し各郡守市尹統制の下に特別慰問袋(眞綿製「チヨツキ」一着其の他、一袋見積價格五四程度)を贈呈せり

○事變に對處しつゝある臺中州

臺中州臨時情報部

事變當初に於ては一般州民の時局に對する認識概して薄く支那事變の原因、日本の軍事行動等に関しても正確なる智識を有せず従つて可成多くの流言蜚語流布され爲に下層階級には民心の動搖も見受けられる状態であつた。例へば産業組合の預金の引出が急激に増加し、又臺灣銀行券の受取を避け補助貨幣の死蔵を爲す者増加し一時は市場に補助貨幣拂底して商取引上非常なる支障を來したる地方もあり或は一部には防衛團員に選ばれたる者は戦線に送らる可しとて防衛團員たるを忌むの傾向を生ずる等のナンセンスも現出したのである。然るに戦局が北支より上海、南支に進展し正義の歸趨明白となるに及び荒唐無稽の浮説も次第に跡を絶つに到つたのである。

其の間州市郡街庄當局者は各々其の職分に隨ひあらゆる方策を講じ全機能を發揮して地方民をして時局の正しき認識を把握せしむると共に進んで現時局に對處すべき重大決意を強調したのであるが就中國民精神總動員運動は總督府本部の夫れと相呼應し十月八日臺中州支部の臺中座に於ける滿場破れるばかりの大講演會を皮切りとして全州下に澎湃として湧き上り堅忍持久、盡忠報國、舉國一致の旗幟の下に大なる足跡を印しつゝあるは特筆すべき事であらう。

斯くの如く諸機關の活動に依り啓蒙されると共に全州民は自己の周圍にある人々が召集され莞爾として勇躍戦地に向ふ勇姿を眼のあたり眺め更に見送る銃後國民の怒濤の如き歡呼の聲を聴き且は對岸より引揚げたる本島人の虐げられたる實狀並に軍閥の擽取に喘ぐ支那民衆の悲惨なる生活状態等を知るに及び皇恩の普きに感謝すると共に日本臣民たるの感激を新にしつゝある状態である爲に國防献金、恤兵、遺家族慰問金等の各種醸金の如きは忽にして集り其他軍夫志願干草調製或は苜蓿栽培等の時局關係の諸行事も豫想以上の好成績を示し又一方國語習得熱、生活様式の改善等皇民化運動も事變の波に乗り著々實績を收めつゝある状態なり。

臺中州各種醸金調 (昭和十二年十二月末現在)

内地人	國防献金	恤兵金	出征將兵家族慰問金	計
本島人	二二三、〇一八・三九	一六、九五五・五〇	二、五七六・〇七	一四三、五四九・九六
	二六二、三四二・八三	三九、九七五・八七	八五、九〇八・六二	三八八、二二七・三二

朝鮮人	高砂族	外國人	内務混同團體計	計
一九九・八八	一、二六・七六	一四、七二・五七	四〇一、五五・四三	一、〇〇〇
五七・〇〇	一五・〇〇	三四、二六・三七	九一、一九・七四	一、〇〇〇
二五・八八	一、二七・七六	二二、九七・八七	一一、四七・五六	二五・八八
二五・八八	一、二七・七六	七二、八三・八一	六〇四、一四・七三	二五・八八

○最近に於て支那事變に關し執りたる措置

臺南州臨時情報部

一 支那事變の巡回映寫 (第十二、第十三回)

支那事變映畫の巡回映寫第十二、第十三回は左の通り實施することとせり。

第十二回

映寫名 君が代

一卷(臺本付)

大空の脅威

一卷(同)

東日大毎國際ニュース

三卷(同)

配給都市及期間

自十二月十九日 至一月十四日 各都市二日間

第十三回

映寫名

支那事變

第十輯

一卷(十六ミリ)

戰友

三卷(同)

ニヤ坊奮闘

一卷(同)

配給都市及期間

自十二月十六日 至一月十日 各都市二日間

二 戦傷者の慰問

昭和十二年十二月十八日午後一時川村知事は總督代理として〇〇陸軍病院に十二月十五日歸還したる名譽の戦傷者准尉中條盛助氏外六十四名を見舞ひ總督よりの慰問金を傳達せり
尙知事よりも別に金一封を贈呈慰問する所ありたり。

三 時局に關する講演資料の發刊 (第四輯)

支那事變の推移に關する正しき認識を會得せしむると共に皇國民たるの信念を啓培し愈々國民精神の振作更張を圖り銃後の護りを固くし堅忍持久以て皇運を扶翼し奉るべく時局に關する講演資料を發刊し(三千部)前回に準じ普く州下に配布せり

四 軍用干草に關する件

軍用干草の調達に軍事行動と密接なる關係を有し最も迅速且つ的確なることを必要條件とするに鑑み本州に於ては之が調製數量及納入等に關し再三郡守市尹會議並に事務擔當者打合會議を開催詳細指示すると共に臺南州畜産組合を納入者と指定し關係者協力鋭意盡力中にして年内納入見込を合し〇〇〇噸に達し豫定數量を遙かに超過するの好成績を示せり。

美談集録 (九)

臨時情報部

一 南京攻略の壯話

重傷の部下を小脇に

敵陣脱む血塗磨隊長

光華門一番乗り死闘六十時間

十二月十日午後五時二十分、脇坂部隊、伊藤隊の山際、葛野兩隊決死の勇士によつて南京光華門城頭高く日章旗は掲げられた。待望の日章旗なのだ、これを見た伊藤隊長は、俺も行くぞ、皆續け」と叫びざま城門目がけて驀らに駆け込めば、副官杉山少尉以下本部員の数名も、我遅れじ、隊長を殺すな」とばかり草駄天走りに突入した。

少佐がやつと門を入つた頃城壁上の敵兵は部隊目がけ手榴弾の雨を降らせ、城門前は炸裂の火花で盛り一面火の海になつた。部隊は隊長との間を割かれ、傷つく戦友を抱いて引き返さねばならなかつ

た。弾雨を潜つて突入した隊長は、年を取ると息切れがする」と冗談を言ひ乍ら直に崩れた城壁上に立つた。敵は左右から手榴弾の雨を降らせて折から暮れかゝつた開空に火花が物凄じばかりに散る。隊長の身邊は全く敵弾の雨だ。

「隊長殿、下におりて下さい。危いです」山際少尉が炸裂する轟音の最中に聲を限りに叫んだ。「俺は年をとつてゐる。死んでも悔ゆることはない。お前たちは前途がある。下におりろ」と力強い隊長の聲が炸裂音の間から聞えて来る。

負傷者は續出して戦友は相ついで倒れ、城門占領の勇士は次々に姿を没する。隊長は傍らに倒れた部下を抱き起し、「おい、しつかりせよ、俺もやがてお前達と共に死んで行くぞ、御國の爲めに死ぬぞ」と叫ぶのが敵弾の間に途切れ〜に聞える。隊長の周囲はまるで火の海と化した。硝煙の爲めに呼吸することも困難だ。

此の時隊長は突如點呼をはじめた「第〇隊長はゐるか？」二、三度繰り返すと葛野中尉が「はい、こゝにゐます」と答へる「さうか、よろしい 第〇隊長はゐるか？」又二、三度呼ぶ。山際隊長がこれに答へる「杉山副官はゐるか？、村田軍曹は？」隊長の聲は次第に激して來た。あたかも廣瀬中佐が杉野兵曹長を呼ぶが如くに……………

とも角部隊の幹部はまだ健在なる事を確めると隊長ははじめて安堵したかの如く、「それでよろしい」と言ひ放つた。手榴弾の火花散るごとに重傷の部下一人を小脇に抱へてすつくと立つた隊長の鮮血にまみれた姿が浮彫にされる。この時にはもうすつかり夜の幕は下ろされてしまつた。弾丸はいよ

く缺乏する。苦戦はいよ／＼深刻となつて来た。傳令田端護一等兵が脇坂部隊まで決死の覚悟で飛出した。伊藤隊長は

「必ず目的を達してくれ、敵弾を避けて行け、頼むぞ」と聲を限りに部下の身を思つて叫ぶのが銃聲の間にかすかに聞える。

自分は部下と共に死を覚悟してゐる。然し全員光華門を死守してゐる」

田端一等兵の携へた紙片にはこんな文字が書かれてあり、文字の間々には鮮血が散つてゐる。隊長はすでに右肩と足部に手榴弾を受けて全身を真赤に染めてゐたのだ。月明と手榴弾炸裂の火花を灯に代へて血塗磨姿でこの報告を走り書きしたのである。それから間もなく隊長は頭部に手榴弾を受けてどつと倒れた「死守！死守！」と言ふ聲が絶え／＼となつた吐息の中に聞えたかと思ふともう此の世の人ではなかつた。

隊長の戦死に全員の闘志は燃え上つた。第〇〇隊の兵士が隊長の遺骸を運ばんとして二度までも敵弾に阻まれ、三度目にやつと遺骸の傍にかけつける事が出来た。丁度この時傳令として脇坂部隊まで敵弾雨飛の中を潜り抜けて辿りついた田端一等兵は見事使命を果し、部隊長から「一番乗り成功のため伊藤少尉以下皆乾盃してくれ」と與へられた清酒を水筒に詰めて城門まで駆けつけてゐた。

後一步で一番乗りを祝ふ神酒が届けられる。喜びに燃えて水筒を抱いた一等兵が霧らに城門に飛込まうとした刹那までも炸裂する手榴弾、田端一等兵は隊長の後を追うて壯烈な戦死をとげたのであつた。南京城占領の爲、十五日城門の破壊箇所を掘り返すと田端一等兵の遺骸が発見された。神酒入

りの水筒をしつかと抱きしめたそのまゝの姿で……………

〇〇部隊長は葛野、山際兩隊長からこれを聞くと双の目からハラ／＼と落涙し、聲をふるはし乍ら「さうか、よくやつてくれた。有難う／＼」とやつと言ひ終つた。

今伊藤少佐の遺骨の前には田端一等兵が死を以て運んだ水筒がそのまゝ供へられ、鮮血に染まつた水筒を見る將兵をして思はず感涙を絞らせてゐる。

二銃後の花

日伊防共協定の蔭に咲く花

友邦伊派遣軍へ在郷兵匿名の慰問

在臺北伊領事躍起の探索！遂に感謝廣告へ

十一月二十八日附書翰ヲ以テ在上海伊太利派遣隊宛御寄附相成タル國庫債券二十五圓券一枚、東京伊太利大使ノ訓令ニ基キ茲ニ本官接受ノ上、直チニ在上海伊太利總領事ヲ經テ同派遣隊司令官宛送付ス

日伊兩國親善ノ衷情ヨリ迸出シタル貴下ノ御厚情ヲ深謝ス

昭和十二年十二月十四日

伊太利領事 アランデル・デル・レイ

一 在郷兵殿

臺北伊太利領事閣下

森岡長官の母を稱へる放送に

佐塚嬢感激の紅涙！

戦線の弟へ贈る千人力國旗

十月二日森岡總務長官が臺北放送局のマイクを通して「時局下の臺灣」と題する全國中繼放送をなし、戦時體制下に於ける臺灣官民の努力と熱誠を如實に中外に知らせた時、大東京の一角でラヂオの前に全神経を集中しつゝ、遙かに臺灣の空を偲び、臺中州下マントパオンの蕃社に孤獨の侘びしい生活を送る垂乳根の母に感謝の黙禱を捧げ、北支の曠野に戦ふ弟の身に思を走らせつゝ、一語も漏らさじと聞き耳立てる一女性があつた。

ラヂオは續く

「彼の霧社事件の際殉職致しました佐塚警部の夫人は高砂族の出身であります、此の夫人は警部の亡き後子供を立派に青年に育て上げまして共に臺灣に暮らして参つたのであります、其の青年が徴兵適齡となり郷里の軍隊に入つて居りました所、最近所屬部隊の出征と共に華々しく出征したのであります。其の名譽ある出征を知らして参りました我が子の手紙を見ました夫人は「高砂族である自分の子供が御國の爲に出征するなどこんな嬉しいことはない。どうか命を投げ出して御國の爲に御役に立ちます様」と皇國に報いる機會を得たと言ふ事を涙を流して喜んで居る様な事例が

あるのであります……」

次第に熱を帯びて來た長官の講演がこゝまで續けられた時、此の女性の胸は高鳴り、止め度なき紅涙が頬を傳ふのであつた。

※ ※ ※ ※ ※

此の女性は故佐塚警部の遺子で出征した昌男君の姉に當る佐和子さんであつた。佐和子さんは此の時の感想をそのまゝ卒直に母に送つた手紙の中に述べて居る。

「……何と興奮した數分間だつたせう。丁度木村のちばさんの肩を揉んで居りましたが覺えず肩を抱いてしまいました。懐かしい臺灣からと言ふので皆でラヂオの前で聞いて居りましたのに、思ひも寄らず片時も忘れない戀しいお母さんの事を長官閣下のお口から聞いたのですもの、私は只涙で一杯でしたわ、お母さんの力強いそして温い氣持に泣かされ、そして本當に力強いお母さんがいらつしやるのを仕合せと思つて迎もく嬉しうございました。出征軍人の母といふ名に背いて若しや女々しい振舞てもされたら、と實は氣にし、心配してゐたのです。でもお母さんは偉い。立派な大和撫子だと心嬉しく思ひました。昌男へも此の事を詳しく知らせて置きました。どんなに喜ぶ事せう。お母さんのこの温い氣持に鞭打たれ力の限り働く事と思ひます。昌男へも「亡きお父様の靈が片時も昌男の側を離れず何時も力づけて下さつてゐる事を忘れず、決して後れを取らず常に勇敢であるやうに」とうんと勵ましてやりました」

佐和子さんは戦地の弟宛に毛のシャツの上下、靴下、手袋等の心を罩めた贈り物と共に、新宿驛に

佇んで通りすがりの千人の男に書いて貰った。千人力の國旗も入れて送ったといふ。
 此の手紙は去る明治節の日にマシトバオン駐在所で家長會が開かれた際、所長の中村警部から披露して、一同を泣かせたが、その際未亡人とその親類一同から金二圓を贈出して、出征者慰問品代の中に加へて頂き度いと申し出た。此の未亡人は昌男君の出征の際にも金十圓を國防献金として差出した篤志の人である。

此の母、此の姉、蕃山の彼方より匂ふ愛國の香はやがて戦線の昌男君に傳はり天晴れ實を結ぶ三巴の花となるであらう。

附 録

事 變 日 誌

臨 時 情 報 部

十二月十一日

1. 南京攻撃戦、總進撃命令下る。
 イ、紫金山を突破せる我が富士井・伊佐の諸部隊、中山門に達せり。
 ロ、雨花臺を突破せる我が岡本・長谷川の諸部隊中華門に達せり。
 ハ、武定門外を一氣に北進せる人見部隊は共和門の敵ミ對峙中なり。
 ニ、紫金山より我が砲兵隊一齊に南京城壁に向け砲火を開けり。
 ホ、我が野田・大野・片相・助川等の諸部隊和平・大平門の城壁奪取に成功、各城門にて猛激戦展開さる。

十二月十二日

1. 南京城攻撃戦
 イ、長谷川部隊最堅固なる中華門を攻略せり。
2. 當塗(太平)より一舉に揚子江を渡河せる長野・山田兩部隊烏江鎮を占領し江蘇省に進入せり。
3. 蕪湖を突破せる我が部隊大橋に達せり。
4. 北支戦線―朝城(山東省)を占領せり。
5. 我が空襲を恐れ廣九線運行を休止せり。
6. 蔣介石南昌に大本營を設置抗戦を試みる模様なり。
7. 鎮江東方の砲臺・富貴山砲臺・洛陽等に空爆を加へたり。

ロ、岡本部隊躍進して西南方突角城壁を占領せり。
 ハ、助川部隊和平門を確保せり。
 ニ、我が部隊通濟門を占據、以上にて南側城門壁全部を占領せり。

2. 長野・山田部隊江浦城を突破北上浦口を占領せり。
3. 南市國際救濟會の避難地區も我が警備隊に接收せられたり。
4. 江陰を突破し西進中の我が兩角・田代部隊圍山要塞を占領せり。
5. 洛陽・南昌・南京・泰安・廣九・粵漢兩線を空爆せり。

十二月十三日

1. 南京城攻撃戰
 イ、富士井・伊佐部隊中山門を完全に占領せり。
 ロ、長谷川・竹下・岡本(鎮)・岡本(保)の各部隊水西門を突破せり。
 ハ、城内に突入せる我が部隊、軍官學校・國民政府等重要機關を相次いで攻奪せり。
 ニ、助川部隊下關に突入せり。

ホ、海軍も南京に到達、江上を確保せり。
 ヘ、夕刻南京城を完全に占領せり。
 ト、添田・永田兩部隊鎮江對岸七礮口の敵前上陸に成功せり。

3. 北支戰線に於て觀城の殘敵を掃蕩之を占領せり。
4. 左の地點を空爆せり。
 吉安(江西省)・玉山飛行場・衢州(浙江省)・安慶。

十二月十四日

1. 天皇陛下におかせられては南京攻略に際し陸・海軍將兵の勞苦を思召され兩蔭僚長官殿下を宮中に召され特に優渥なる御言葉を賜はれり。
2. 首都を北京ミせる中華民國臨時政府成立せり國旗は五色旗。年號は繼承。

政府委員左の如し
 一、議政委員會長 湯 爾 和
 常務委員 王 克 敏
 同 朱 深
 同 董 康

祭を行ひたり。尙午前中に小・公・女學校生徒の祝賀旅行列を夜は一般官民の慶祝提燈行列を行ひ盛會裡に終了せり。

6. 江北の要衝揚州城の一角を占領せり。
7. 左の地點を空爆せり。
 安慶・南昌(爆破二十八機・擊墜七機)廣九・粵漢兩線。

十二月十五日

1. 南京攻撃戰により殲滅された敵六・七萬に及べり。
2. 黄河沿岸地區の要衝清豐を占領せり。
3. 東京―新京―北京を連ねる防共樞軸を完結せり。
4. 京漢線衛輝・湯陰に空爆を加へたり。

十二月十六日

1. 河北・河南・山東の各地北京臨時政府の絕對支持を決議せり。
2. 蔣介石・南昌大本營より無電を以て全國に抗戰續行降伏すべからず。通信電を發せり。
3. 衛輝・林縣・湯陰に空爆を加へ徹底的損害を與へたり。

- 同 王 輯 唐
 同 齊 燮 元
 委員 江 朝 宗
 同 高 凌 霽
 同 王 克 敏
 同 王 克 敏(兼任)
 行政委員長 齊 燮 元
 治安部長 湯 爾 和
 文教部長 朱 深
 法政部長 王 輯 唐
 瀋陽救濟部長 董 康
 三、司法委員會長 董 康
 四、河北省長兼天津特別市長 高 凌 霽
 五、北京特別市長 江 朝 宗
 3. 我が政府は支那國家組織の成功は一に親日にある旨聲明を發表せり。
 4. 北部戰線に於て南樂を占領せり。
 5. 南京陥落により島都に於ては臺灣神社大前に於て戰捷奉告祭を行ひ同時に國威宣揚皇軍武運長久祈願

十二月十七日

1. 歴史を飾る豪華極まる皇軍の南京入城式を

舉行せり。

2. 上海・南支方面も新政府に多大の期待をかけられ

り。

3. 國府漢口への運行阻止の爲九江附近の封鎖線を完

成せり。

4. 江北の我が部隊水口鎮を占領蘇縣へ向け進撃中な

り。

5. 寺内最高指揮官、住民は中華民國臨時政府の發達

に努め日本軍を信せよと布告を發せり。

十二月十八日

1. 風寒き故宮飛行場で嚴かに慰靈祭を執行せり。

2. 楊州の殘敵を掃蕩之を完全に占領せり。

3. 國府南京喪失以來漢口に空軍根據地を設置集結中

なり。

4. 支那側第二次遷都を考慮中。防禦第一線を津浦線

徐州より半圓形に江蘇・安徽・浙江三省を通りて杭州

に至る線に設けたり。

5. 江北の我が部隊儀徵十二圩を占領せり。

6. 南京攻略の戰果。

遺棄死體一八・九萬。捕虜一數千。捕獲兵器二十四

冊榴彈砲以下各種砲・小銃彈藥等多數なり。

7. 肥城・泰安に空爆を加へたり。

十二月十九日

1. 水口鎮を突破せる添田・倉林部隊沙河集を占領せ

り。

2. 青島の情勢逼迫、我が工場を爆破掠奪を始めた

り。漢口の日本租界を支那側武力回收をなせり。

十二月二十日

1. 山東軍青島を封鎖せり。

2. 支那第二段の抗戰策。

共產軍首領朱德・黃河沿岸地方總司令。

白崇禧・楊子江以南の總司令。

3. 添田・倉林部隊蘇縣を完全に占領せり。

4. 九江に空爆を加へたり。(以下次號)

昭和十二年十二月二十九日印刷
昭和十三年一月一日發行

(月三回發行)

臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地

印刷人 加藤 豊吉

印刷所 臺北市京町一丁目四十三番地
小塚本店印刷工場